

# 屋外広告物

## 禁止地域・許可地域の指定(案)

### について

長野県建設部都市・まちづくり課

佐久白田インターチェンジ付近(写真提供:国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所)

## 屋外広告物規制(物的規制と地域規制)

**長野県の区域**  
(県条例の適用範囲内)

※ただし、長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市及び小布施町の区域は除く

### 地域規制



### 物的規制 (全域に及ぶ)

- 表示禁止物件  
橋、道路上のさく、信号機、よう壁、カーブミラー など
- 禁止屋外広告物  
・地色彩度15未満を使用  
・蛍光塗料を使用しない など

## 禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

- ① 都市計画法に定められた
  - ・住居専用地域(第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
  - ・風致地区のうち知事が定める地域
- ② 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域

### ◆適用除外

- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物
- ・著名な地点又は公共的な施設への案内のための広告物で、市町村長の許可を受けたもの など

3

## 許可地域

屋外広告物の表示・設置に市町村長の許可を受けなければならない地域

- ① 道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一定の地域
- ② 鉄道の駅前広場で、知事が定める地域

### ◆適用除外

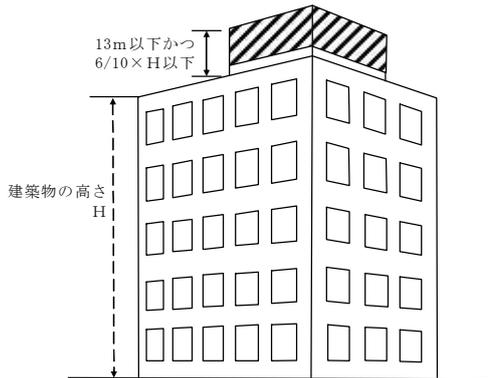
- ・選挙運動のために表示・設置するもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・表示面積の合計15㎡以下の自己用広告物 など

4

## 許可の基準

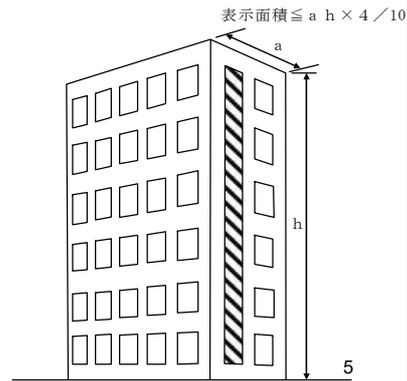
### ① 屋上広告物

- 広告物本体の高さ: 13m以下
- 建築物の高さの6/10以下
- 建築物から横にはみ出さないこと



### ② 壁面広告物

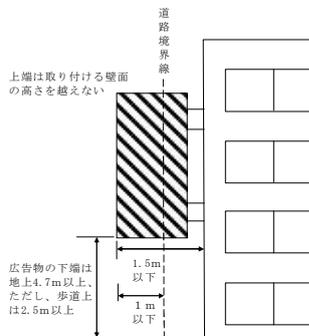
- 表示面積: 合計が広告物を表示する壁面の4/10以下



## 許可の基準

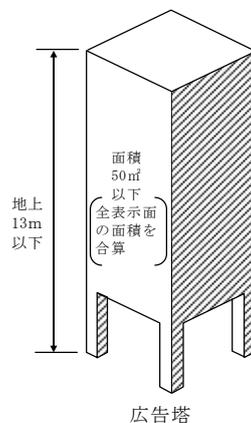
### ③ 袖看板

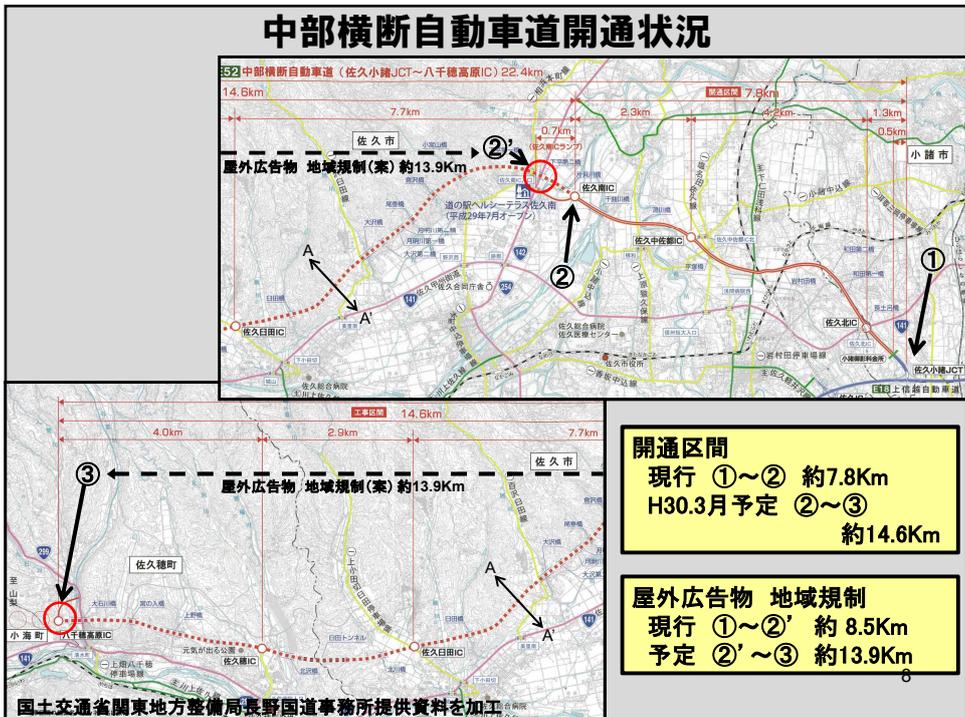
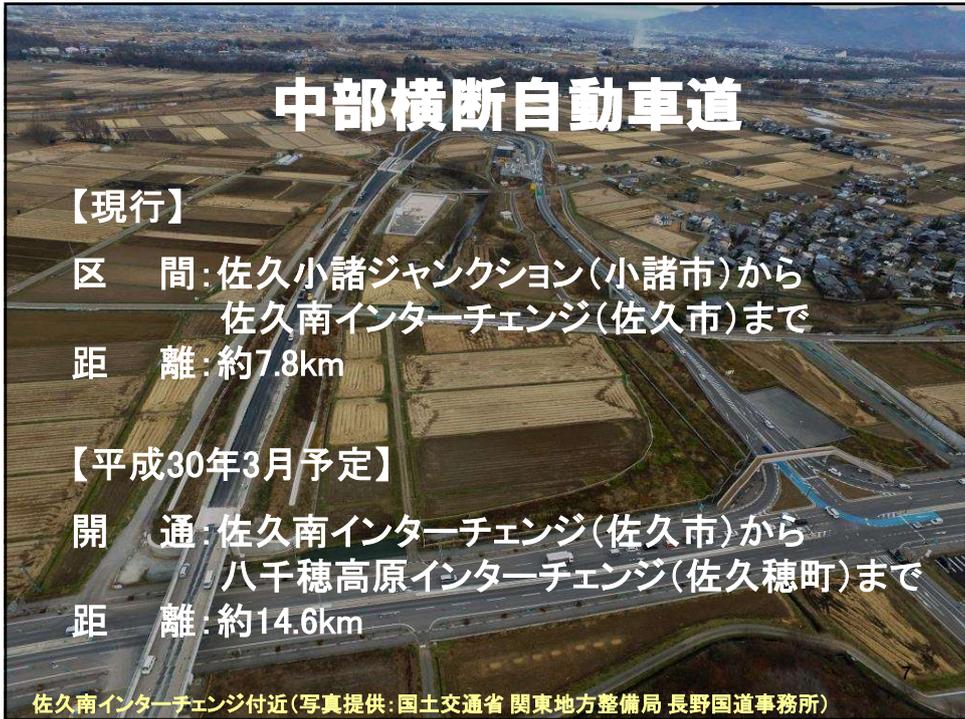
- 下端の高さ: 道路から4.7m (歩道上は2.5m)以上
- 壁面からの出幅: 1.5m以下
- 道路上の出幅: 1.0m以下
- 壁面の上端を越えないこと



### ④ 地上に設置する広告物等

- 高さ: 13m以下
- 表示面積: 合計50㎡以下





## 規制地域指定のガイドライン(長野県)

### 道路等に接続する禁止地域・許可地域の指定等の基準

#### ■規制地域の範囲

##### ・高速自動車国道

指定路線から両側 500メートル以内 屋外広告物禁止地域  
指定路線から両側 1,000メートル以内 屋外広告物許可地域

※ 指定路線から視認できない広告物を除く

#### ■禁止地域の指定を行わない地域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

※ これらの地域からは禁止地域が外され、許可地域が適用される。

9

## 屋外広告物 地域規制 (案)

区 間: 佐久南インターチェンジ(国道142号と立体  
交差する地点)から  
八千穂高原インターチェンジまで

距 離: 約13.9km

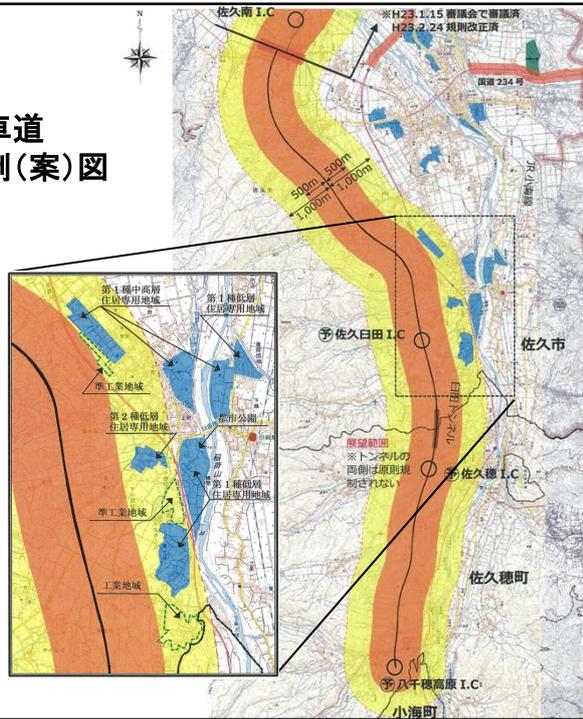
禁止地域: 両側各500m以内。ただし、佐久市都市計画  
に定められた近隣商業地域、商業地域、準  
工業地域及び工業地域の区域を除く。

許可地域: 両側各1,000m以内

佐久南インターチェンジ付近(写真提供:国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所)

## 中部横断自動車道 屋外広告物規制(案)図

凡例	
	禁止地域
	道路等展望
	住居専用 展望範囲
	許可地域
	道路等展望
	駅前広場
	展望範囲
	対象区域内の 工業・準工業 地域



11

## 規制地域の現況

### 佐久南IC



(写真提供: 国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所)

12





## 既存不適格となる広告物

既存不適格広告物は指定後3年までは猶予期間として掲出が可能

### ■ 禁止地域

佐久市	独立看板、壁面広告物、その他	5件
小海町	なし	
佐久穂町	なし	

### ■ 許可地域

佐久市	独立看板、壁面広告物、その他	12件
小海町	なし	
佐久穂町	なし	

### ■ 指定後の対応

設置者に対し、改善・撤去又は許可申請書の提出を指導

## 地元周知の実施状況

### ■実施状況

平成28年7月～平成29年1月にかけて実施

佐久市	○景観審議会への説明 ○対象地区住民に回覧(797戸) ○対象地域内に広告物を掲出している業者に通知を送付(25業者) ○ホームページ、ラジオによる広報
小海町	○広報誌による広報(全戸配布) ○町議会への説明
佐久穂町	○広報誌による広報(全戸配布) ○町議会への説明

### ■住民等からの意見

規制(案)に対する意見なし

17

## 地元周知の実施状況

屋外広告物条例により、規制地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない

### ■意見照会

平成28年9月23日付け

### ■関係市町の意見

佐久市	平成28年12月27日回答	意見なし
小海町	平成29年10月4日回答	意見なし
佐久穂町	平成29年10月13日回答	意見なし

18